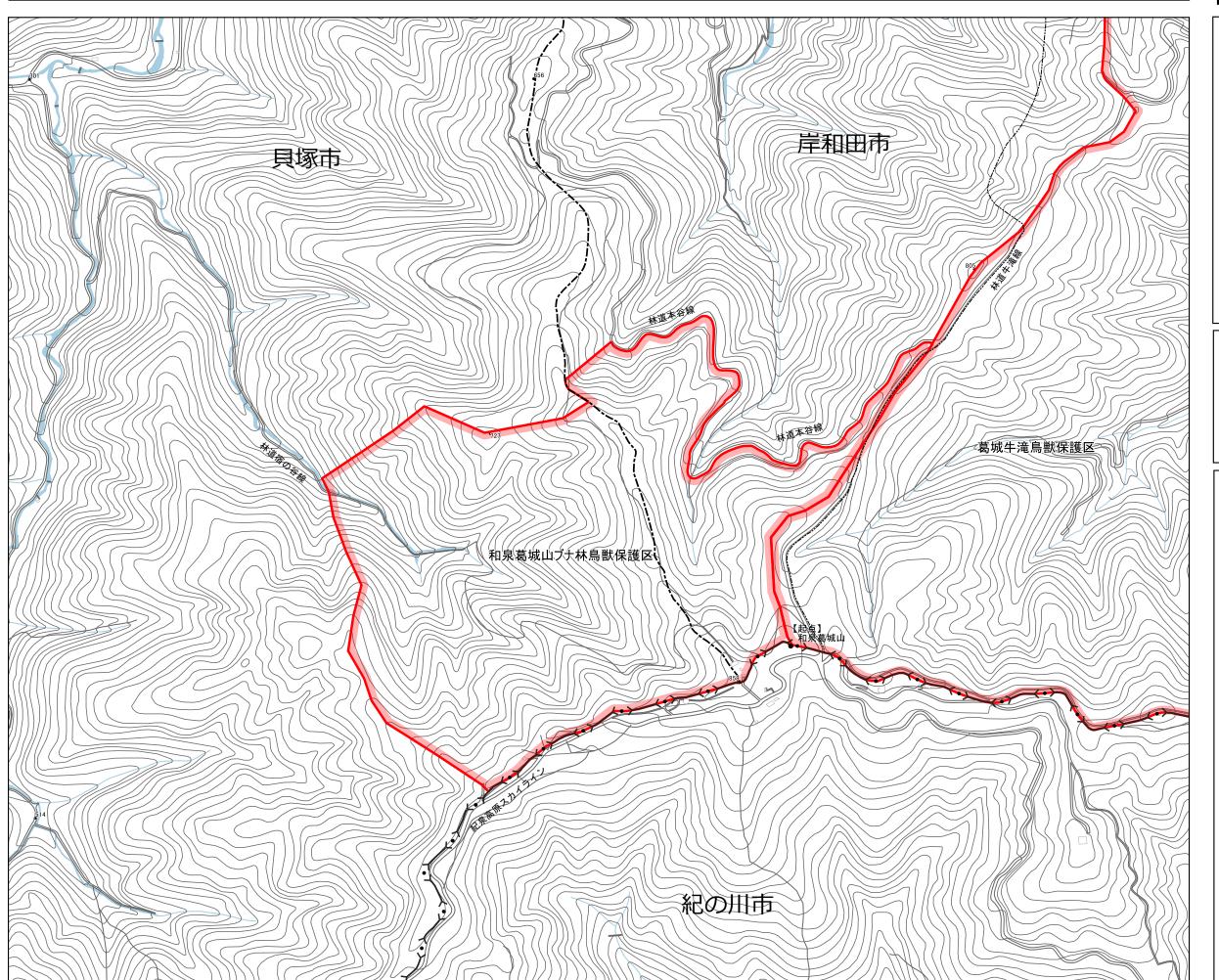
## 13 和泉葛城山ブナ林鳥獣保護区







## 【凡例】

鳥獣保護区

鳥獣保護区特別保護地区

特定猟具使用禁止区域(銃)

鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

和泉葛城山頂を起点とし、大阪府と和歌山県の境界線上を500メートル西進し、同点から尾根づたいに北進し林道宿の谷線に至り、同点から尾根づたいに貝塚市と岸和田市との境界線に至り、同境界線上を50メートル北西進し、同点から谷を北東進し林道本谷線に至り、これより同林道を東進し林道牛滝線との交点に至り、同点から峰づたいに南進して起点に至る線で囲まれた区域